

調査士報告方式について、前橋地方法務局（以下本局）と打ち合わせた内容について報告します。これは、各支局・出張所においても協議済みですのでお知らせします。

## 1 建物表題登記申請において提供する添付情報について

調査士報告方式による申請では、原本が提示されないことから、登記官が審査できるだけの情報が提供される必要があり、令和元年11月11日から運用される「調査士報告方式」においては、原本提示が省略されることから、従来の「確認済証又は検査済証」の写しの添付のみでは、当該確認申請書に係る建物の所有者及び種類・構造・床面積等を確認することが困難になってしまうため

「調査士報告方式」による建物表題登記申請の場合は、「確認済証又は検査済証」の写しに加えて、

- ① 確認申請書の第1面ないし第6面
- ② 付近見取図
- ③ 配置図
- ④ 各階平面図
- ⑤ 床面積求積図
- ⑥ 立面図及び断面図

上記についても電磁的記録を添付情報として提供して下さい。

(1) ①については、記載のされていない紙面（例えば第6面）については、提供を省略しても差し支えありません。ただし、省略した場合には、調査報告書の「補足・特記事項」欄又はこれに準ずる事項欄に「第〇面については、記載がされていないことを確認したので提供を省略した。」旨の記録をお願いします。

(2) 付近見取図を添付した場合には、原則として案内図の添付を省略して差し支えありません。

ただし、付近見取図から現場調査に赴くことが困難な場所については、引き続き案内図の提供をお願いします（特に管轄区域内に別荘地がある登記所等では、特に付近見取図だけでは現地の特定が困難なため現地までたどり着ける案内図を提供していただくと大変有り難い。）とのことです。

(3) 確認申請後、変更があった場合については、変更に係る部分の添付もお願いします。この場合併せて調査報告書の「補足・特記事項」欄又はこれに準ずる事項欄に、変更があった旨の記録（例えば確認申請書の〇〇〇について△△△が□□□に変更された。）をお願いします。

なお、登記に關係しない軽微な変更（例えば、設備機器の変更等）についても、調査報告書にその旨の記録をお願いします。

(4) 表題部の所有者更正及び持分更正の登記は、承諾書を法定添付情報として扱うため調査士報告方式によるオンライン申請はできませんが、建物表題で確認済証と申請人が相違する場合に添付する上申書・承諾書は、所有権証明書として取り扱われますので、それらを添付情報として差し支えありません。

## 2 分筆登記・地積更正登記等に添付する境界確定書の図面に関して

境界確定図等の確定箇所を示す線は朱線で明示されており、今までの紙又は特例方式での申請の場合、原本還付した図面に改めて朱書き又はカラーコピーをしていたと思いますが、当オンライン申請の場合は基本的にカラーでの提供をお願いします。

ただし、1申請当たりのデータ容量（15Mb）を超える場合には、白黒での提供で結構です。この場合、登記官が原本の提示をお願いすることもありますので、よろしくお願いします。